

令和 8 年度東京都税制調査会 第 3 回 小委員会

【テーマ 1】

個人住民税利子割

令和 8 年 8 月 14 日

「個人住民税利子割」 目次

資料名	頁
個人住民税利子割に関する論点	1
令和 8 年度与党税制改正大綱及び改正法令の内容	2
令和 8 年度個人住民税利子割に係る調査	3
調査結果（回答社数・金額）	4
調査結果（預貯金残高）	5
調査に関する自由意見	6
地方財政審議会 地方税制のあり方に関する検討会報告書（概要）	7～8
地方財政審議会 地方税制のあり方に関する検討会における意見（抜粋）	9
令和 7 年度東京都税制調査会報告	10
全国知事会による提言及び国への提案要求	11
（参考）個人住民税の仕組み（所得類型別）	12
（参考）利子割の概要	13
（参考）利子割事務フロー	14
（参考）全国の利子割税収に占める東京都シェア	15

論点

令和 8 年度税制改正を踏まえ、住所地課税の実現に向けた今後の方策はどう在るべきか

<検討項目>

- 住所地課税の実現に向けた具体的なプロセスについて
 - ー 実態調査の実施、金融機関の負担に対する配慮 等

令和 8 年度与党税制改正大綱及び改正法令の内容

令和 8 年度与党税制改正大綱（抜粋）

4（4）道府県民税利子割に係る清算制度の導入

住所地課税の例外となっている道府県民税利子割については、インターネット銀行等の利用拡大により、制度創設当時は想定し得なかった形で、あるべき税収帰属地と課税団体との乖離が拡大している。こうした課題に早急に対応するため、金融機関が特別徴収した税を口座所在地の都道府県に納入する従来の仕組みは維持しながら、**都道府県間で個人に係る所得金額を基準に税収帰属を調整する清算制度を新たに導入することとする**。この措置は、令和 8 年度分以後の道府県民税利子割について適用する。

地方税法等の一部を改正する法律（概要）

道府県民税利子割に係る清算制度の導入

インターネット銀行等の利用拡大を踏まえ、金融機関が口座所在地の都道府県に税を納入する現行の仕組みは維持しつつ、**都道府県間で個人に係る所得金額を基準に税収帰属を調整する清算制度を導入**

※ 1 利子割税収（清算後）の 6 割は都道府県が市区町村に交付

※ 2 令和 8 年度分の利子割から適用

地方税法施行令等の一部を改正する政令（概要）

道府県民税利子割に係る清算制度の導入に伴う規定の整備

- ・ 清算は毎年度 2 月に行うこととする。
- ・ 市町村に対する交付の時期の見直し（※）を行う。

※ 現行毎年度 8 月、12 月、3 月にそれぞれ行っている市町村に対する交付は、毎年度 3 月に行うこととする。

地方税法施行規則及び地方税法施行規則の一部を改正する等の省令の一部を改正する省令（概要）

道府県民税利子割に係る**清算の基準となる個人に係る所得金額**について、総務省において実施している**各年度の「市町村税課税状況等の調」における額を用いることとする**。

注 総務省「地方税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 2 号）の概要」、「地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和 8 年政令第 83 号）の概要」、「地方税法施行規則及び地方税法施行規則の一部を改正する等の省令の一部を改正する省令（令和 8 年総務省令第 44 号）の概要」より抜粋

令和 8 年度個人住民税利子割に係る調査

- 令和 7 年度に開催された国の検討会においても、「利子割のあるべき課税方式は住所地課税であり、その実現については中長期的な視点から、（中略）検討すべき」とされたことから、住所地課税の実現に向けて、東京都が独自に調査を実施

調査対象	個人の預貯金口座を取り扱う全国の金融機関 … 1,160 社 ⇒ 銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、商工組合中央金庫、 農業協同組合、漁業協同組合	金融庁HP「免許・許可・登録等を受けている事業者一覧」の金融機関を調査対象に選定
	利子割対象の金融類似商品（保険）を取り扱う全国の金融機関 … 98 社 ⇒ 生命保険会社、損害保険会社	
調査項目	（１）個人口座の預貯金残高 ① 個人口座の預貯金残高総額（全国分） ② ①のうち、 <u>口座所有者の住所が都内の方</u> の預貯金残高総額	・データの抽出時点は金融機関が任意で設定 ・金融機関が把握している口座所有者又は保険契約者の住所地に基づき回答
	（２）利子割対象となる金融類似商品のうち、一時払い養老保険等の解約差益 ① 解約差益総額（全国分） ② ①のうち、 <u>契約者の住所が都内の方</u> の解約差益総額	
調査方法	インターネットフォームによる任意回答	
調査期間	令和 8 年 5 月12日～令和 8 年 6 月30日 （調査期間終了後も回答があったため、令和 8 年 7 月24日時点まで集計）	

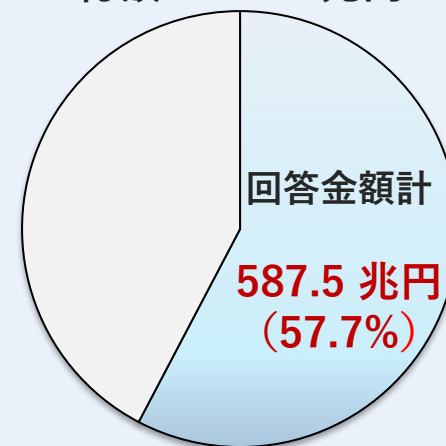
調査結果（回答社数・金額）

- 421社の金融機関から回答あり
- 預貯金に係る回答金額の合計は、全国の個人預貯金総額の約58%に相当
- 金額の回答を得られなかった理由は「法令に基づく調査でないため」が最多

		預貯金	解約差益	合計
調査対象社数		1,160	98	1,258
回答社数 ※1		394	27	421
回答内訳	金額回答あり	277	5	282
	金額回答なし	100	4	104

全国の個人預貯金総額※2
に対する回答金額の割合

総額 1018.2 兆円



※1 「調査項目の金融商品を取り扱っていない」の回答を含む

※2 「日本銀行資金循環統計（2026年第1四半期）」における家計の金融資産のうち、流動性預金、定期性預金の合計金額

金額回答なしの理由（インターネットフォームによる理由選択）

- ・ 法令に基づく調査でないため：60 件
- ・ 口座所有者の住所地別の金額を抽出するには、システム改修が必要になるため：33 件
- ・ その他（業務多忙等）：11件

- 都民の預貯金残高シェアは、実店舗を有する金融機関(20.7%)・インターネット銀行(24.2%)のいずれにおいても、R8 清算基準による都利子割税込シェアの17.5%を上回った

○ 都民の預貯金残高シェアと都利子割税込シェアの比較

		実店舗を有する金融機関	インターネット銀行 ※2	合計
預貯金残高 ※1	都民分	115.1 兆円	7.3 兆円	122.4 兆円
	全国分	557.3 兆円	30.2 兆円	587.5 兆円
	都民のシェア	20.7 %	24.2 %	20.8 %
都利子割税込シェア (R8 清算基準) ※3		17.5 %		

※1 金融機関が任意で設定した時点での回答

※2 実店舗を持たないインターネット専門銀行を「インターネット銀行」と定義。13行中、9行から金額の回答あり

※3 「市町村税課税状況等の調」の個人に係る所得金額（R4～R6の3年平均）を基に算出

総論	○ 「中長期的に利子割の住所地課税を目指すべき」というのは国の報告書に記載されており、団体としても同様の考えである。（A業界団体） ○ 類似の調査が都以外でも実施されると、負担が大きく個別対応が困難なため、調査を行うのであれば総務省が実施すべきではないか。（B業界団体） ○ 都の独自調査を否定するものではないが、総務省が調査すべきと考える。（C業界団体）
金融機関の負担について	○ マイナンバーとの口座紐づけに関しては、現時点では預金者にとって積極的に実施するインセンティブがない状態と理解。国が義務化すれば預金者への説明が大変ということはないと思われる。他方で、登録作業が急激に増える場合は事務負担が懸念。各金融機関でシステム改修のスケジュールがあり、それに合わせてシステム対応をしていくことになると思う。（D銀行） ○ マイナンバーと口座情報の紐づけについてそこまで課題感はない。すでに口座管理法で紐づけについて定められており、システム的には対応している。ただし、紐づけが義務化され一度に多くの件数を登録するとなると、従量制なのでコストが増大するほか、ベンダーが対応しきれないという課題もある。また、投資信託口座の場合はマイナンバーの登録が義務化されているので紐づけされているが、他の口座については任意のため紐づけは進んでいない。（E銀行） ○ 住所地課税を実現するにあたって、マイナンバーと銀行口座の紐づけを義務化する場合には、預金者にとって登録しやすい仕組みづくりが必要。また、預金者等への説明も行政がしっかり対応してほしい。（F銀行） ○ 顧客の住所地を基準とした集計や納付への変更を求められた場合、システム対応及び事務運営の双方において多大な負担が生じることが想定される。今後の制度設計にあたっては、金融機関の実務負担にも十分配慮いただきたい。（G銀行）

※ 調査について金融機関及び業界団体に情報提供した際のヒアリング内容及びインターネットフォーム（自由意見欄）の内容を掲載

地方財政審議会・地方税制のあり方に関する検討会 報告書 ― 道府県民税利子割の税収帰属の適正化 ―（概要）

令和7年11月

与党税制改正大綱を踏まえ、道府県民税利子割の課税団体とあるべき税収帰属地との乖離が生じている状況に対応するための方策について検討を行った。その概要は以下のとおり。

道府県民税利子割における現状と課題

- 利子割は、納税義務者の住所地（あるべき税収帰属地）と預貯金の口座所在地が概ね一致するとの制度創設時の考えから、住所地課税の例外として、**預貯金の口座所在地都道府県で課税**
- 近年、インターネット銀行の利用拡大等の経済社会の変化により、**あるべき税収帰属地と課税団体との間に乖離が生じる構造**となっている

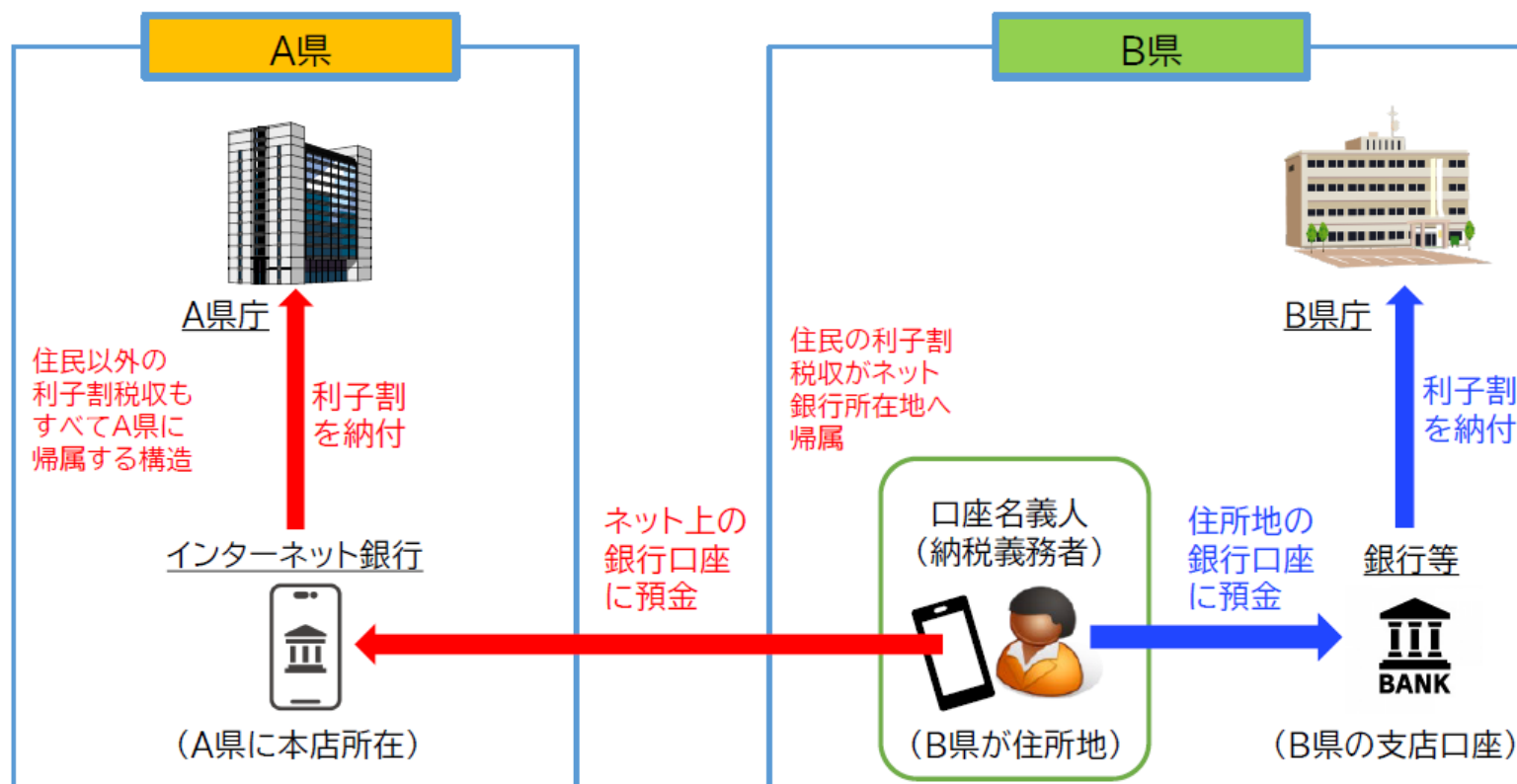
- 利子割税収の東京都シェアは令和4年度～令和6年度（速報値）で40％超の状況が継続
 - 他の個人住民税（所得割・配当割・株式等譲渡所得割）はいずれも近年20％程度で推移
 - 住所地都道府県別の預貯金額シェアの推計値も近年15％程度で推移
- 本店以外の営業所等を持たない「インターネット銀行」の口座や実店舗が存在しない支店である「インターネット支店」に紐付いた口座に係る利子割は、口座開設者の住所地にかかわらず、本店所在地に納入される構造

具体的な対応策・清算制度の導入

- **住所地課税が基本的な考え方**であるが、金融機関・地方団体の事務負担や所得税を含めた利子課税全体の合理性を踏まえ、**直ちに実現することは困難**
- 利子割の現状に早急に対応するため、**あるべき税収帰属地と課税団体との乖離を都道府県間で調整する地方税制として、**清算制度を新たに導入すべき****
- 清算基準は、信頼性、安定性、簡素さ等が求められるところ、**利子等の発生源である預貯金との相関がある、**住所地ベースの所得に関する課税データを用いることが考えられる****
- 詳細については、実務的な観点から、**地方団体の事務負担に配慮し検討することが望ましい**

利子割における税収帰属の適正化に係る対応

- 道府県民税利子割について、課税団体（金融機関等の営業所等所在地）とあるべき税収帰属地（納税義務者の住所地）との間に乖離が生じる構造となっている。
- この乖離を都道府県間で調整するための地方税制上の措置として「清算制度」を導入すべき。
- 清算基準は、利子等の発生源である預貯金との相関が見られる所得に関する課税データを用いることが考えられる。



地方財政審議会 地方税制のあり方に関する検討会における意見（抜粋）

第2回（令和7年4月）

実店舗を有する地方銀行に対するヒアリング

- 当行預金者（個人）の大半は、口座保有店と住所が同一の都道府県であり、現状の利子割の納付方法（口座所在地課税）でも、住所地課税に近い状況となっている。
- インターネット支店は、口座開設手続きをネットで完結できることや、WEB通帳の利便性を提供することが目的。取引条件は、当行の通常の営業店での口座開設者と大きな差はないため、**県外在住の方があえて当行インターネット支店の口座を開設するニーズはない。**
- 仮に、**住所地課税に変更する場合**、納付データの集計方法を営業店ごとから住所（都道府県）ごとに変更するための**大規模なシステム改修が必要となり、相応の費用・開発期間が必要**
- 金融機関ごとに基幹系システム更改に係るスケジュールが異なるため、**全金融機関が一斉に対応することは困難**

注 総務省「第2回 地方税制のあり方に関する検討会」資料3 地方銀行協会説明資料（令和7年4月3日）より抜粋

第3回・第4回（令和7年5月・6月）

検討会における委員意見

- 利子割税収の状況が一過性のものなのか、今後も継続すると考えられるものなのかについて分析していただきたい
- 足元の金利動向を踏まえた場合、インターネット銀行の伸長により、今後も利子割税収のあるべき税収帰属地からの乖離が拡大するといえるのか確認する必要があるのではないか
- 若い世代は、給与を預金に回すよりもNISA等の資金形成に回していることも想定されるので、**所得と預貯金利子の間に一定の関連があるのか疑問がある。何故この基準を用いるかについて、分かりやすく説明の上、発信するべきではないか**

注 総務省「第3回 地方税制のあり方に関する検討会」議事概要（令和7年5月9日）、「第4回 地方税制のあり方に関する検討会」議事概要（令和7年6月3日）より抜粋

【利子割における税収帰属地の在り方】

- ・ 住所地課税の例外となっている利子割について、**本来あるべき住所地課税に見直す方向性に異論はない**
- ・ 国は**達成時期の目標を示し**、検討体制を整えるなど、**住所地課税の実現に向けた取組を具体的に進めていくべき**
- ・ 税の帰属地を変更するという重大性に鑑み、安易な清算制度を導入するのではなく、**議論の前提となる適正な調査を実施し、正しく実態を把握した上で見直しの提案をすべき**

【住所地課税の実現に向けて】

- ・ 国の検討会では、住所地課税の実現には相当の時間を要することから、移行措置として**所得に関連するデータを指標とした清算制度の導入を提案しているが、利子所得と勤労所得では所得を生み出す年齢層の傾向が異なることから、当該データを用いて都道府県間で税収を調整することは妥当ではない**
- ・ 適正な調査・分析を実施し、実態を正しく把握した上で、住所地課税の実現に向けた具体的な検討を進めるとともに、金融機関等及び地方自治体の事務負担を軽減する観点から、**DXの推進及び国・地方間で一体的に事務処理を改善するなど、望ましい制度の構築に向けた検討を進めるべき**

【住所地課税実現に向けた課題等】

- ・ 住所地課税の実現には、金融機関等から、**システム改修に係る相応の費用・開発期間の発生、事務負担の増加、正確な住所地把握の困難性等が課題**であるとの指摘
- ・ 口座開設者の住所地を正確に把握する手段として、**口座へのマイナンバーの付番**が考えられる

【全国知事会】地方税財源の確保・充実等に関する提言（令和8年7月）

IV 税制抜本改革の推進等

3 個人住民税の充実確保等

なお、住所地課税の例外（金融機関等の口座所在地課税）となっている道府県民税利子割については、インターネット銀行の伸長等の経済社会の構造変化により、あるべき税収帰属との乖離が拡大している現状に現実的に対応するため、令和8年度税制改正において地方団体間でこの乖離を調整する清算制度が新たに導入されたことから、その円滑な実施を図るべきである。また、**利子割における住所地課税の実現については**、税務行政のデジタル化の動向等を踏まえ、**今後も引き続き検討すべき**である。

注 全国知事会「議題資料16-1 地方税財源の確保・充実等に関する提言」（令和8年7月17日）より抜粋

【東京都】令和9年度国の施策及び予算に対する東京都の提案要求（令和8年6月）

個人住民税利子割について、**清算制度は時限措置とした上で、引き続き「住所地課税」の実現に向けた検討を継続し、具体的な道筋を示すこと。**

検討に当たっては、金融機関等の負担軽減の観点はもとより、政府や金融機関が取り組むマネーロンダリング対策や給付付き税額控除の実現などの視点も踏まえて対応すること。

注 東京都「令和9年度 国の施策及び予算に対する東京都の提案要求」（令和8年6月）より抜粋

【参考】社会保障国民会議 中間とりまとめ（令和8年7月29日）

〔将来的な方向性〕

- 「所得に連動したきめ細かな給付」制度の導入に当たって、公金受取口座の登録率向上などデジタル技術を活用した事務負担軽減に取り組みつつ、その後の実務的な環境整備の進展に合わせて、段階的な精緻化を図る。

（中略）

- ② 預金の利子所得も、本来は検討すべき所得に含まれると考え、「給付付き税額控除」の制度を段階的に精緻化していく中で勘案できるよう、遠くない将来の課題として検討していく。

注 内閣官房「社会保障国民会議 中間とりまとめ」（令和8年7月29日）より抜粋

税収帰属の考え方

- 個人住民税は「地域社会の会費」的な性格を有するとともに、地方団体が提供する受益に対する負担という対応関係（応益性の原則）から、**納税義務者の住所地に納めることが原則**である（住所地課税の原則）
- 利子割については、昭和63年度の制度創設時には、預金は預金者の住所地に近い金融機関に預けられることが通常で都道府県単位での住所地とのずれはそれほど大きなものとはならなかったと考えられていたことや金融機関の事務負担等の理由から、**住所地課税の例外となっている**

所得類型	給与・事業所得等	上場株式等の配当	上場株式等の譲渡益 (※1)	預金利子等
住民税の種別	所得割	配当割	株式等譲渡所得割	利子割
税率	10%	5 %		
納付先	納税義務者の住所地都道府県 (※2)			納税義務者の 口座所在地都道府県
税収 (令和7年度 決算見込)	14兆2,683億円	3,485億円	5,412億円	958億円

※1 譲渡益は源泉徴収口座におけるものに限る

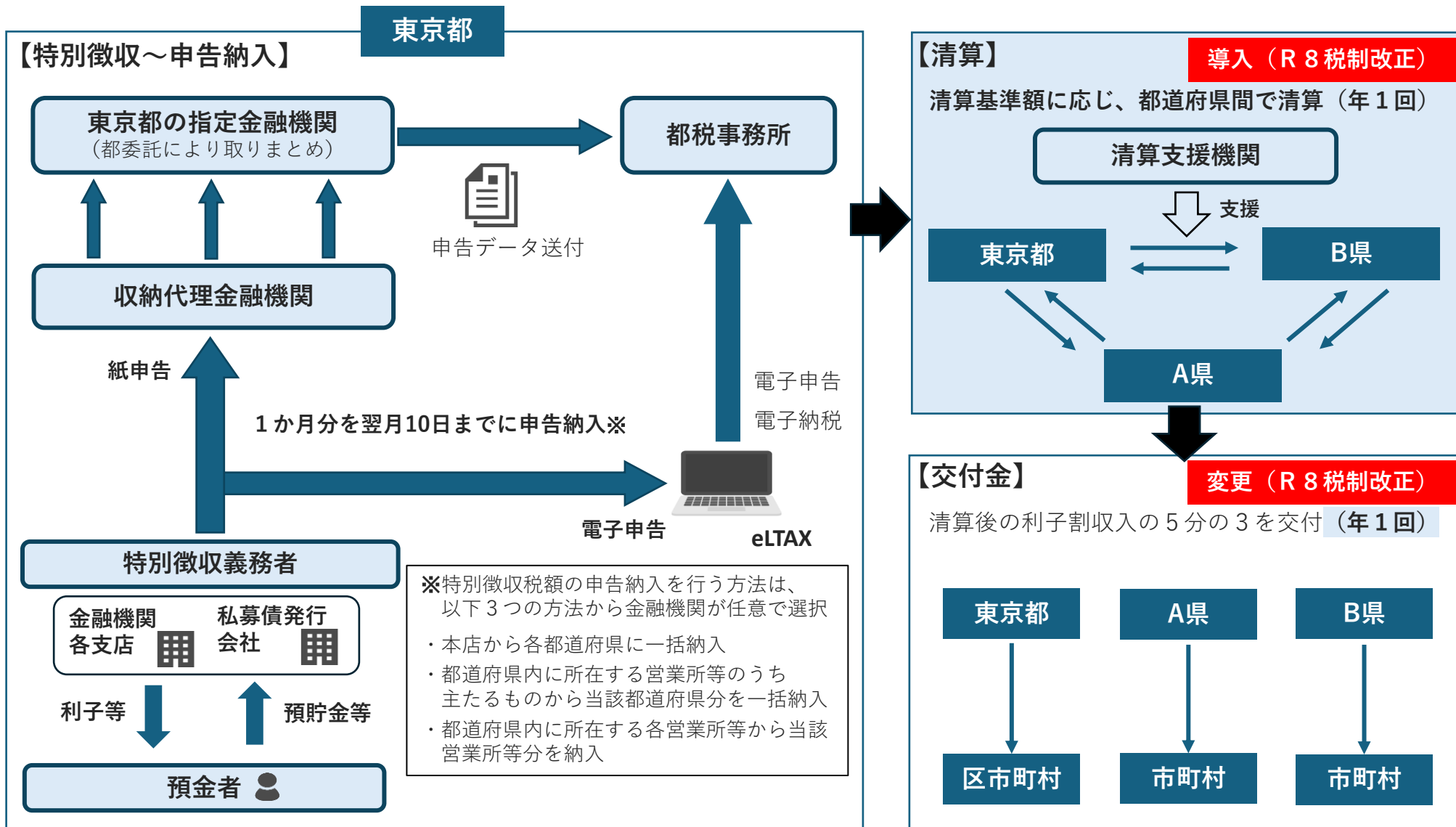
※2 所得割は住所地区市町村にも納付、上場株式等は源泉徴収されるが、確定申告可能（総合課税又は申告分離）

(参考) 利子割の概要

項 目	内 容
1 課税主体	都道府県
2 納税義務者	利子等の支払を受ける者（都道府県内に所在する金融機関等を通じて支払を受ける個人に限る。）
3 課税標準	支払を受けるべき利子等※ ※課税対象となる利子等は計19種類、東京都においては預貯金利子等で調定額の約 8 割を占める（令和 6 年度調定）
4 税 率	5 %
5 徴収方法等	金融機関などが利子等を支払う際に、利子等の支払いを受ける個人から特別徴収する
	・ 特別徴収義務者 利子等の支払又はその取扱いをする金融機関等
	・ 納入先 利子等の支払の事務等を行う営業所等所在地の都道府県
	・ 納入方法 その支払等の際に徴収し、徴収の翌月の10日までに納入
6 清算	利子割総額から徴税费相当額（1 %）を控除した金額を利子割清算基準額に応じて按分し、都道府県間で支払うべき金額と支払いを受けるべき金額で相殺した後、支払・受領を行う
	・ 清算基準額 当該都道府県内に住所を有する 個人に係る所得の金額 に相当する金額として総務省令で定める方法により算定した額の過去 3 年分の平均
	・ 清算時期 2 月：前年度 1 月から当該年度12月までに係る利子割額に相当する額
7 交付金	清算後の金額の 5 分の 3 を区市町村へ交付する
	・ 交付基準 各区市町村の個人の都道府県民税収入決算額 （滞納繰越分を含む。）の都道府県計に対する割合の当該年度前 3 年度の平均値
	・ 交付時期 3 月：前年度 1 月から当該年度12月までに係る利子割額に相当する額

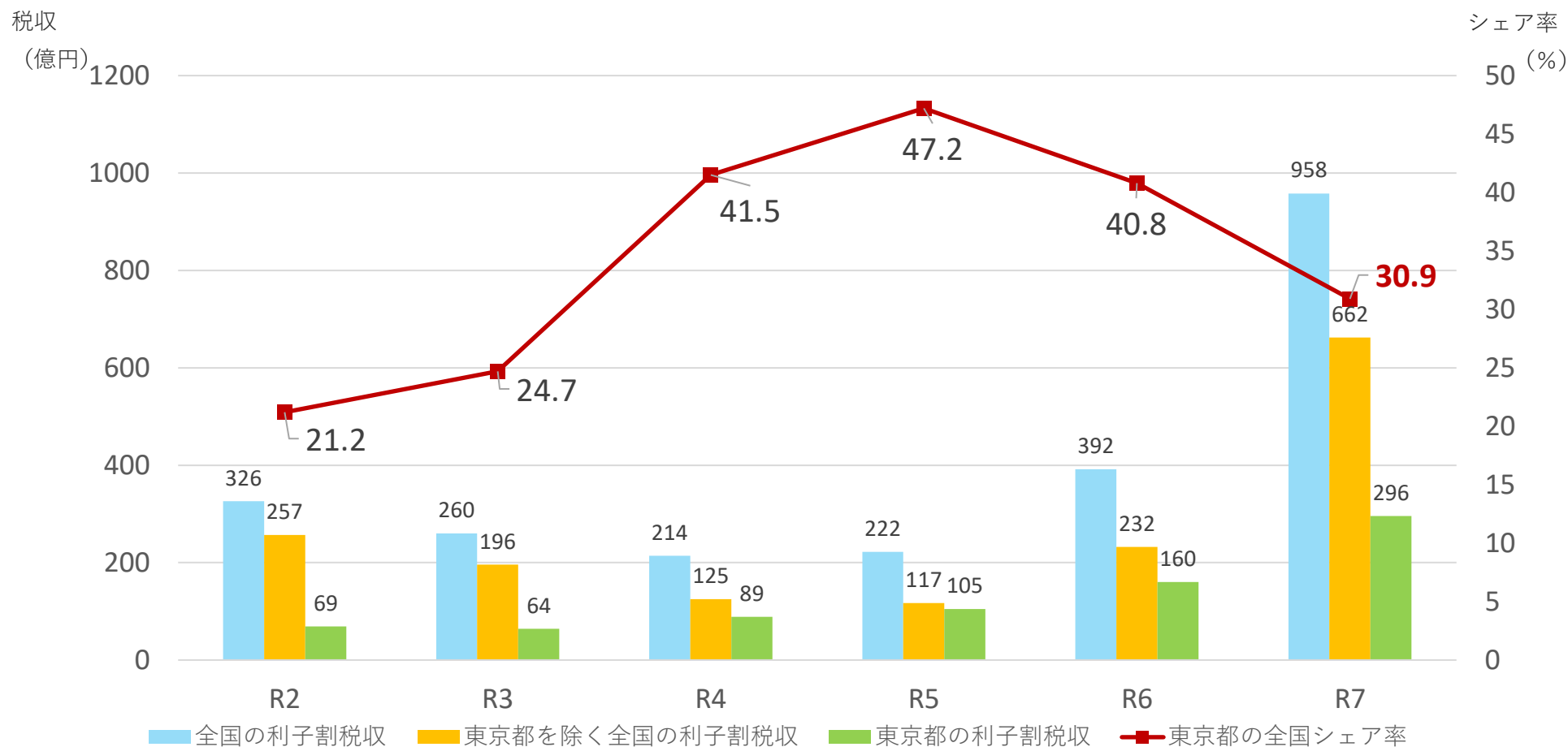
注 総務省「地方税制のあり方に関する検討会報告書―道府県民税利子割の税収帰属の適正化―」（令和 7 年11月）、「地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和 8 年政令第83号）」、「地方税法施行規則及び地方税法施行規則の一部を改正する等の省令の一部を改正する省令（令和 8 年総務省令第44号）」より作成

<事務の流れ>



(参考) 全国の利子割税込に占める東京都シェア

■ 全国の利子割税込に占める東京都シェアは令和7年度では30%程に低下している



注 各都道府県の徴収実績 (令和8年3月末時点) より作成

【参考】令和7年度東京都税制調査会報告

国は検討開始当初、乖離が拡大していくと推測していたが、令和6(2024)年度の東京都の税収シェアは前年の47.2%から41.0%※へ下落しており、当初の前提とは異なる事象が生じている。

※ 決算見込数値を採用しているため、上記グラフの数値とは一致しない